政治結社國心塾
政治結社三和塾大阪府
政治結社三和塾京都
政治結社至誠会
政治結社修心塾総本部
政治結社正氣塾宮崎県本部
政治結社大國神風會
政治結社大日本菊誠会
政治結社大日本憂國同志会
政治結社同志社同志團
政治結社日本信和会
政治結社日本誠志社
政治結社聖会
政治結社不動塾
青史塾
政治団体新政思想研究社
青年政治研究会
全国被害者救援同盟
全国法令遵守推進わかばの会
大照同志会
大日本國義士会
大日本慶憂会
勅使会
東京修山会
東京西武会
日本愛する会
日本環境対策協議会
日本新進党
日本政治文化研究会
日本の進路21
日本補聴器関連団体政治連盟
兵庫県中小企業連合会
北雁会
南九州府を創る会
リカバリー・ジャパン
六韜社

○総務省告示第二百七十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第二項の規定による資金管理団体の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成二十四年七月二十三日

総務大臣　川端　達夫

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	届出年月日
岡　明彦	衆議院議員	岡明彦を応援する会	愛知県名古屋市西区浅間二―七―二三	岡　明彦	二四、四、一三
箕輪　祥二					二四、三、一〇
高井　和彦					二四、一二、二五
森　孝太郎					二四、四、一〇
表野　隆志					二四、一二、三一
大関　修右					二四、三、一四
黒瀬　芳史					二四、八、二〇
矢野　豪					二四、五、一六
棚原　淳也					二四、一〇、九
野島　正章					二四、一二、三一
行木　義雄					二四、四、二〇
本吉　昭徳					二四、三、二七
岩井　幸市					二四、一二、三一
福田　嘉博					二四、一〇、七
稲野辺利夫					二四、四、一三
林　隆広					二四、一二、三一
林　秀亜紀					二四、一二、三一
植木　孝					二四、三、一九
林　進					二四、三、二七
中村　伸二					二四、一二、三一
上甲　照文					二四、一一、三〇
井之口哲也					二四、一二、三一
大谷　慶植					二四、四、五
藤井　剛己					二四、三、二八
髙島　修					二四、三、一九
西岡　永子					二四、四、五
橋間　実					二四、四、一
藤本　真也					二四、一二、三一
橋間　実					二四、四、一
松岡慎太郎					二四、五、二一
米　正剛					二四、三、一
東　征二					二四、三、三一
大西　秀志					二四、三、七
飯島　夕雁					二二、九、五
米良　充典					二三、三、三一
小笠原賢二					二四、四、二
林　進					二四、三、二七
葛西　孝彦	参議院議員	あおいかぜの会	東京都中野区中野二―一三―二一	葛西　孝彦	二四、五、一〇
橋間　実	衆議院議員	日本新進党	福岡県大野城市御笠川五―四―一	橋間　実	二四、四、六
森田　裕介	衆議院議員	もりた組。	東京都渋谷区神泉町二―五―八	森田　裕介	二四、五、二二

○総務省告示第二百七十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十四年七月二十三日

総務大臣　川端　達夫

資金管理団体の届出事項の異動の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧
上野賢一郎	衆議院議員	うえの賢一郎・政経フォーラム	主たる事務所の所在地	滋賀県彦根市本町二―五―二	滋賀県大津市馬場一―四―二二
佐藤　茂樹	衆議院議員	友樹会	主たる事務所の所在地	大阪府大阪市西成区岸里三―一―二九	大阪府大阪市天王寺区東高津町一―二八
鈴木　孟	東京都議会議員	中国残留婦人後援会	主たる事務所の所在地	神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央四―三二―一二	神奈川県横浜市鶴見区豊岡町一―一
橋間　実	大野城市議会議員	日本新進党	代表者の氏名	橋間　実	山口　実
平山　誠	参議院議員	ニッポンネットワーク	主たる事務所の所在地	東京都千代田区永田町二―一―一	東京都千代田区平河町一―八―一一
松本　和巳	衆議院議員	パイオニア政策研究会	主たる事務所の所在地	東京都渋谷区猿楽町二四―七	東京都港区南麻布三―一九―一六

○総務省告示第二百七十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十四年七月二十三日

総務大臣　川端　達夫

法第十九条第三項第二号による届出

届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	資金管理団体でなくなった旨の届出年月日
佐々木信夫	島根県知事	県政を大改造する維新の会	島根県鹿足郡津和野町寺田字鳥落八六四	佐々木信夫	二四、三、二二
橋間　実	大野城市議会議員	日本新進党	福岡県大野城市御笠川五―四―一	橋間　実	二四、四、六

○厚生労働省告示第四百三十八号

歯科口腔保健の推進に関する法律（平成二十三年法律第九十五号）第十二条第一項の規定に基づき、歯科口腔保健の推進に関する基本的事項を次のように定めることとしたので、同条第四項の規定に基づき公表する。

平成二十四年七月二十三日

厚生労働大臣　小宮山洋子

歯科口腔保健の推進に関する基本的事項

この基本的事項は、高齢化が進む中で将来を見据え、乳幼児期からの生涯を通じた歯科疾患の予防、口腔機能の獲得・保持等により、全ての国民が心身ともに健やかで心豊かな生活ができる社会を実現することを目的に、保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連施策及びその関係者との相互連携を図り、歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持（以下「歯科口腔保健」という。）に関する国及び地方公共団体の施策等を総合的に推進するための基本的な事項を示すものである。